

総合事業における運用上の留意点について

【介護報酬の請求関連】

- 2025（令和7）年4月25日にメールでお知らせしておりましたが、2025（令和7）年4月以降の総合事業のサービス提供分に係るサービスコード表CSVファイル（単位数表マスタ）をウェブサイトに掲載しておりますので、御利用ください。
- 業務継続計画（BCP）の策定等の未実施に対する「業務継続計画未実施減算」においては、2024（令和6）年4月より、1年間の経過措置がなされておりました。
2025（令和7）年4月より、経過措置が終了となりますので、未実施により現額対象となる事業所においては、請求に際し、下記サービスコードを参照の上、減算処理をお願いいたします。

【場所】→郡山市公式ウェブサイト

→「さがす」のサイト内検索で「総合事業」と入力

→『介護予防・日常生活支援総合事業（事業者向け）』



事務担当：郡山市地域包括ケア推進課 介護予防マネジメント係 本田、根本、酒井

TEL 024-924-3561